

北信圏域河川整備計画原案 学識経験者からのご意見及び県の考え方について（第1回）

項目	学識者名	原案該当箇所	意見・質問	ご意見・ご質問に関する県の考え方
治水	平林委員	—	今回の計画における対策箇所について、今回の河川整備計画では、千曲川本川において計4箇所の整備箇所を計画されている。今回の4箇所以外に信濃川水系において整備すべき他河川・箇所はないのか。	原案本文冒頭に記載しているとおり。 （本計画では北信圏域内の河川のうち、現時点で優先的に整備が必要な河川として千曲川長野県管理区間を位置付けています。 北信圏域内の対象となる他河川については、今後調査・検討を進める中で、要整備箇所については速やかに計画に位置付けていきたいと考えています。）
	平林委員	—	本計画については今後、評価や見直しを行っていくことを前提として進めていくということで解釈してよいか。	ご意見のとおり、必要な状況に応じて見直しをしていくこととなります。 （また、先ほどの補足として、河川整備計画に位置付けることは国の補助金事業の大前提となっています。計画に位置付けられていない河川・箇所については県単独の予算により河川改修を実施することが可能です。 本計画において計上する4箇所は、是非とも国の交付金事業にて整備したいと考えています。）
	清水委員	—	近年、田畑の荒廃地が増加している。水田は保水能力もあるため、ため池としても重要である。その水田が失われ荒廃地が増えてきていることは流量計算の際に考慮されているのか。 自分の住む地区にある皿川では、農地の荒廃地化が進んでおり、周辺の貯水能力は失われ、急激な河川の増水が発生するようになった。そうした貯水能力を評価した解析について調査・研究を進めてほしい。	長野県管理区間の7,500トンは土地利用状況を評価して算出した流量です。ただし、水田の増減がどの程度影響するのか定量的に出してはいません。 （なお、計画の7,500トン洪水時には、流域の耕作地の貯水能力は大きく低下していると考えられます。今後において、調査・研究を行ってほしい。）
	平林委員	—	土地利用等を考慮して流量を決定したとのことであるが、計画上では昭和58年9月洪水、平成18年7月洪水等の洪水特性を含めて流量を決定していると記載あり。それについてどのように解釈すればよいか。	国管理区間（立ヶ花）の7,300トン流量は、流域の地域特性を踏まえ流量を算出しています。その7,300トンが下流へ流れるという前提のもと、支川の流量を勘案して県管理区間における流量は7,500トンと決定しています。 流域全体として土地利用等を考慮した流量が立ヶ花に設定され、その下流の県管理区間に通過流量があると考えています。
	平林委員	—	国は昭和58年9月洪水、平成18年7月洪水の洪水特性を基に7,300トンと流量を決定し、その受け皿として県は7,500トンを必要としているが、本当に7,500トンで良いのか。平成25年にも大きな出水が確認されており、7,500トンと決定した根拠をしっかりと説明できるように整理しておくべきである。	上流からの受け皿、下流の新潟県管理区間への安全な流下を踏まえた7,500トン流量であり、上下流のバランスを考慮して決めています。 7,500トンとした根拠については整理したいと思います。
	相澤委員	—	7500トンという数字を言われても一般の方は理解できないと思う。平常時に何トン流下しているのが、その何倍の7500トンが流れるとどの辺りで浸水するのか等レッドデータのものを示してもらえると住民は理解しやすいのでは。 河川には上中下流があるなかで、総合的に整備を進めることで弱い箇所を整備していくという説明があると分かりやすい。	7,500トンの場合にどのような浸水が起こるのか、次回までに分かりやすい資料を整理します。

項目	学識者名	原案該当箇所	意見・質問	ご意見・ご質問に関する県の考え方
治水	相澤委員	—	千曲川以外の河川についても、ゲリラ豪雨が頻発している近年の中で、その対応をどうするのかという補足があるとありがたい。	原案本文冒頭に記載しているとおおり。また、その他の河川については、県単独事業での対応や被災箇所には災害復旧事業等での対応をしていきます。 本計画ではある程度大きな規模で優先的に整備が必要な箇所ということで4箇所であるをご理解いただきたいです。
	松岡委員	—	附図 10 を見ると水位は一定であるが、現地は湾曲しているのだから湾曲について検討すべきである。湾曲の検討をして影響が出るのであれば範囲を伸ばせばいいし、住民にとって安全側でみてもらえればありがたい。	湾曲部については、湾曲半径に応じた水位上昇量を見込んで、計画水位を設定しています。
	豊田委員	—	住民にも分かりやすい説明が重要と考える。支川については県単独事業で実施する等話があったが、北信圏域全 61 河川において支川についての対策も本計画に盛り込むのならば、しっかり記述する。千曲川本川に特化するのであればその理由をしっかりと記述する。そういう対応が必要ではと感じました。	7,500 トンの場合にどのような浸水が起こるのか、次回までに分かりやすい資料を整理します。 千曲川本川に特化する理由について、記載内容について検討します。
環境	本村委員	—	今回の4箇所について、計画の内容が堤防の嵩上げということで、ほとんど環境改変を伴わないものと考えられる。 鳥類の渡り時期と繁殖時期の影響について、工事の際に問題ないと思われる。 堤防の除草について、草が刈られた状態の方が鳥は餌を確保しやすい。生物の多様性としても良いことなので、是非継続していただきたい。	ご意見・ご要望として承ります。
	松岡委員	—	支川については環境に配慮した計画が必要なのでは。環境の保全と復元という記述があるが、川の流れの多様性についても考えていくことが重要と考える。多様性を踏まえ整備するだけでなく、漁協と協力して生物の移植を行ったり、NPOや子供たちとも連携して多様性を創出していくのもよいのでは。そういうことが第5節の中で具体的な内容として考えられるのでは。	ご意見の趣旨を踏まえ、関係者や有識者の意見を聞くなその手法も含めて研究してまいります。
文化財	吉越委員	—	歴史的にみて、箕作～東大滝は中世～近世には高速道路であった。百合居橋の名称も「よりの橋」（人が寄って集まる橋）が変化したものであり、由緒正しい場所である。堤防の嵩上げということで、文化財として影響はないと考えられる。 昨年飯山市では、昭和 58 年水害から 30 年ということで、シンポジウム等が行われ、水害に対する啓発活動を積極的に実施した。その一環として、常盤地区の小学生が昭和 58 年水害について学習したり、市内中学校では千曲河川事務所へ現場見学を実施している。そうした機会において何らかのアピールを頂ければ子供たちの学習にも役立つのではと考える。	ご意見・ご要望として承ります。
その他	豊田委員	第4章第1節第1項	第4章の計画規模を上回る洪水が発生した場合の記述において、最近ソフト対策について色々言われているので、具体的な取り組み等記述できるのであればお願いしたい。	ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な取り組みの記述について検討します。

北信圏域河川整備計画案（案） 第2回学識経験者からのご意見及び県の考え方について

項目	学識者名	案該当箇所	意見・質問	ご意見・ご質問に関する県の考え方
治水	豊田委員	P21 第2章第3節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	P21 図-8のタイトル「昭和58年9月洪水と同規模の洪水（上流部）及び昭和56年8月洪水と同規模の洪水（中流部）（単位 m ³ /s）」の記載がわかりにくい。目標流量と書いて下にカッコ書きで表示すればよいのでは。	信濃川は延長が長く、上流部と中流部では洪水特性が異なります。長野県と新潟県との県境を上流部と中流部と設定しており、それぞれの区間で既往のなかで最も大きな洪水を目標としているので、上流部については昭和58年9月洪水を、下流部については、昭和56年8月洪水を目標としています。 そのため、第2章第3節図-8のように記載しています。
	松岡委員	P21 第2章第3節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	国の下流までの流量配分のなかにあわせてやると、上流部はだいたい昭和58年の洪水となるということか。	
	松岡委員	P2 第1章第1節 対象圏域の概要	P2 図-1 北信圏域位置図と北信圏域内市町村位置図には、中条川、志久見川などが入っていないが、今回の計画の対象外か。	位置図には代表的な河川のみ記載しています。P20 第2章第1節図-7 北信圏域の河川図に記載のとおり中条川、志久見川なども対象河川としています。
	清水委員	P30 第4章第2節第2項 内水被害への対応	飯山市戸狩地区において、内水排除がうまくいっていなかった経過がある。P30 第2項内水排除への対応について、位置付けを大きくし、積極的な対応をお願いしたい。	内水被害への対応については、P30 第4章第2節第2項に記載のとおり、関係機関との連携を図り、県が所有する排水ポンプ車等を効率的に運用し、内水被害の軽減に努めます。なお、具体的な内容については、今後の堤防整備にあわせ関係機関と協議していきます。
	吉越委員	P31 第4章第2節第4項 関係機関及び流域住民との連携	公聴会意見9番について、千曲川が地震によって崖が崩落し閉塞されるということと、耕地が傾斜し耕作できない状態となっているということとの2点について指摘しているが、県の回答としては2点についての回答と捉えて良いか。	公聴会意見9番についての回答としては、河川管理者として河道閉塞への対応に主を置いた回答としていますが、耕地の傾斜も含め、総合的な土砂管理に関し、関係機関と連携し情報共有を図りながら被害軽減に努めてまいります。
	吉越委員	P31 第4章第2節第4項 関係機関及び流域住民との連携	過去、信州新町の虚空蔵山の崩落時において、飯山市内で千曲川に流出した土砂の対応についての古文書が残っている。千曲川の流域は信濃川地震帯とも重なっているところなので、今後の整備計画の見直しの中で、危険箇所の把握等を検討課題としていただきたい。	ご意見として承ります。
	相澤委員	P31 第4章第2節第4項 関係機関及び流域住民との連携	吉越委員から意見のあった件について、長野県北部地震で蔵からでてきた資料で、1847年善光寺地震の中での信濃川地震帯の記録で、栄村の県境あたりで河川の崖の崩落があったという資料が見つかった。過去に起こった場所なので今後の検討課題としていただきたい。	ご意見として承ります。

項目	学識者名	案該当箇所	意見・質問	ご意見・ご質問に関する県の考え方
治水	平林委員	冒 頭	千曲川以外の河川の整備については、現在、調査、検討中であり、今後速やかに整備計画に位置づけていくとのことであるが、位置づけるべき河川の考え方等を本文に記載すべきではないか。	
	平林委員	P21 第2章第3節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	当該区間は、犀川合流後の区間であることから、千曲川、犀川それぞれの洪水特性を踏まえた検討が必要である。また、各流域の降雨パターンにより、その洪水特性は異なることから、様々な洪水が発生しても、計画目標流量7500m ³ /sを整備すれば、十分な安全を確保できることを説明できるよう整理しておくべきである。	洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標は、P21 第2章第3節に記載のとおりです。また、超過洪水対策としてP29 第4章第1節第1項に記載のとおり、計画規模を上回る洪水が発生した場合には、被害を最小限に抑えるため、ソフト対策の積極的な推進を図ります。
利 水	相澤委員	P13 第1章第2節第2項(1) 水利用に関する現状と課題	西大滝ダムについて、平成23年に水利権更新となった。長野県ではサケの放流をずっとやってきている。現在、新潟のNPOがサケを放流をして遡上の確認しており、今年は7匹で多い時でも35匹程度である。放流量を決める県の管理側が放流量20トン20年間を許可したことは不服とするところである。	信濃川の河川環境改善については、流域自治体や学識経験者などが参画している「信濃川中流域水環境改善検討協議会」のなかで、引き続き調査・検討が行われています。新たな提言がなされた場合には必要に応じ、許可内容の見直しも含めた対応について、許可権者である国土交通省北陸地方整備局長に求めています。(平成23年9月5月付け23河第6-22号信濃川水系信濃川等における水利使用(更新・変更)に関する河川法第23条及び第24条の許可(信濃川発電所)について(回答))
	相澤委員	P13 第1章第2節第2項(1) 水利用に関する現状と課題	現在、東京電力からは放流量20トン維持しながら、増水時に更に電気を起こしたいという話がでている。総合的に適正な川の維持流量を考えるべき。また、P31 第4章第2節第4項に記載のとおり、各団体協力できる人にみんなで河川をつくっていくという話はもっともだが、一番大手である東京電力では地域に貢献したいという話もある。そういう話はぜひ吸収してもらいたい。西大滝ダムが年数を経て100年過ぎたとき、このダムがどうなるのか。地域の住民の方と色々な意味で協力しながら河川を整備して河川を守っていくということも大事だが、将来の西大滝ダムの問題、サケの問題も踏まえ、千曲川としてはどう位置付けをしていくのか疑問に思う。 内水面の漁業の振興に関する法律ができ、河川の整備、河川の資源を大事にするという時代にきていますので、構造物、河川管理者、利用者側がひとつの土俵のなかで考えられるページがあった方がいいと思う。	また、流水の正常な機能の維持に関する目標については、P22 第2章第4節第2項に記載のとおり、千曲川においては、発電取水による減水区間が生じている箇所もあり、水環境と水利用の調和のため、関係者との調整を図っていきます。
	相澤委員	P13 第1章第2節第2項(1) 水利用に関する現状と課題	西大滝ダムのことが、第1章第2節第2項に入っている位置付けがよくわからない。	水利用に関する現状と課題として、P13 第1章第2節第2項に西大滝ダムの現状について記載しています。
維持管理	本村委員	P25 第3章第2節第2項 河川管理の機能確保に関する項目	河川環境というのは日本の鳥類の生息地としては非常に希少な貴重な場所となっている。堤防は鳥類の生息地の機能として採食場所に該当する。有効な餌場とするためには適切な時期に草刈りを行うことが大事である。堤防を採食場所としているのは小鳥のなかまでは、ホオジロ、ヒバリ、セキレイのなかまで、5月から6月あたりに1回草刈りを行うのが良い。また、チョウゲンボウも堤防沿いを採食場所として使う猛禽類だが、巣立つ前の5月の終わり頃に、草が伸びていれば1回草刈りを行えば有効と考えられる。	ご意見として承ります。

項目	学識者名	案該当箇所	意見・質問	ご意見・ご質問に関する県の考え方
維持管理	平林委員	P31 第4章第2節第4項 関係機関及び流域住民との連携	堤防除草は河川管理、河川環境の保全等の観点からも必要であるが、場合によっては除草によって貴重種まで除去してしまう場合がある。堤防除草にあたっては、地域の住民と連携を図るなどして、貴重種等への生育・生息の配慮が必要である。	関係機関及び流域住民との連携については、P31 第4章第2節第4項に記載のとおり、計画、施工から維持管理に至る全ての段階において、流域に居住する住民や市町村及び川に関わりのある団体等と連携を図り、地域ぐるみによる川づくりを目指していきます。
環境	松岡委員	P23 第2章第5節 河川環境の整備と保全に関する目標	河川環境ということで、千曲川本川は外来魚に席卷されていて、簡単には手をうてない状況となっている。支川では昭和50年代に圃場整備を進めたところで落差工のある河川改修も多く行ってきており、下流の魚がある程度のところまでしか遡上できない状況となっている川もある。川によっても違うが、ハード的にはこうしたい、ソフト的にはこうしたいという目標はあるか。	河川環境の目標については、既存資料や聞き取り等から各河川毎の河川環境の現状把握を行い、各河川毎に決めていくべきと考えています。また、河川環境の整備と保全に関する目標については第2章第5節に記載のとおりです。
	本村委員	—	河川環境の調査について、文献を調べることも大事だが、時代とともに環境も変わってきているので、やはり現状調査を行い、現時点で何がいて、それがどういう状態なのか確認が必要である。そして、危険な状況の場合は、原因は何か、それを保全するにはどうしたらよいかを考えていければ河川環境として状態のいいものができると考えられる。	ご意見として承ります。
	相澤委員	—	過去10年前までは千曲川の栄村箕作百合居橋近辺でもウナギが見られたが、今は千曲川ではほとんど見られない。漁協では毎年20キロほど放流しているが、捕獲に至らない。土砂により河床がだんだん上がって、ウナギが入り込める穴のあいているところなくなってきたり、住める条件が整わなくなってきたのではないかと思う。千曲川にウナギが戻るような河川環境の整備について考えてほしい。	ご意見として承ります。
	松岡委員	—	ウナギだけ入れてもダメで、餌になるものの住み場も多様にしていく必要がある。漁協さんにも入ってもらいながら、共通の場でいっしょに取り組んでいくのが望ましい。千曲川もそうだが、もっと支流についても多様な餌になるような底生魚も住んでいかれる川にしていくにはどうしたらよいか、皆で協力していくことが大切だと考える。	ご意見として承ります。
文化財	豊田委員	—	河川整備計画に記載する項目として、文化面での配慮する内容はないか。	意見としていただければ、計画に反映できるものは反映したい。
	吉越委員	—	飯山市では岡山地区に国の重要文化財の白山神社がある。また、西大滝地区に馬頭観音、エノキの木が市の有形文化財としてあります。	実施計画のなかで配慮していきたい。